会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年四月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十六日

札幌市白石区北郷二三五六番地二〇

有限会社丸香平井商事

清算人　平井　美子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十六日

札幌市豊平区豊平四条五丁目一番六号

株式会社クラフト

代表清算人　田上　勝

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十六日

青森県八戸市豊洲三番二〇

株式会社マルタケ物流

代表清算人　澤藤　孝之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十六日

仙台市太白区西中田七丁目一二番一八号

株式会社若木

代表清算人　金田　則之

解散公告

当社は、令和七年八月二十九日付の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十六日

宮城県名取市杜せきのした二丁目六番地の一

株式会社名取学校給食サービス

代表清算人　川嵜　大輔

解散公告

当社は、令和七年九月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十六日

山形県鶴岡市羽黒町戸野字橋本二十二番地一

あずま水道有限会社

清算人　佐藤　久雄

解散公告

当組合は、令和七年九月二十九日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十六日

茨城県東茨城郡茨城町大字大戸字上の前九六七番地の五

協同組合茨城県北公害管理協会

代表清算人　清水　敏雄

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十六日

栃木県栃木市平井町四八二番地二エクセルパレス一〇一

株式会社オウンライフ

代表清算人　青木　拳斗

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十六日

埼玉県さいたま市大宮区天沼町二丁目一〇三四番地の二

株式会社マークエンジニアリング

代表清算人　緒方　志朗

解散公告

当社は、令和七年九月三十日、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十六日

埼玉県入間郡毛呂山町岩井西三丁目五番地六

ベリッヂ株式会社

代表清算人　髙橋　元

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十六日

埼玉県さいたま市西区大字土屋二一六番地一

株式会社セイストン

代表清算人　西田　道正

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十六日

埼玉県坂戸市関間四丁目一二番一二―一四一二号ファーストレジデンス若葉

有限会社山下プラスチック工業

清算人　山下　博

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十六日

埼玉県川口市東領家五丁目二一番二三号

有限会社アート・プラスチック

清算人　小林　一美